

第140回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和7年3月4日（火）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出 席 者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

中井会長、興津委員（ウェブ会議の方法で出席）、松本委員、森委員

（2）大阪市職員

福岡市民局理事、忍市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、小林市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

（1）継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

議題（1）継続案件の調査審議

○継続案件のうち7件について、調査審議を行った。

○7件のうち4件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「令元一職4」に係る表現活動について、次のとおり、条例第1条に定める条例の目的である、市民等の人権救済措置及びヘイトスピーチの抑止が既に図られており、条例第4条及び第11条の規定を踏まえ、当審査会としては条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ該当性の判断は行わないこととしたので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件各表現活動に関して、条例第4条に定める条例の目的である、市民等の人権救済措置及びヘイトスピーチの抑止が既に図られている。

- ・本件に関しては、条例第4条に定める条例の人権救済に関する補完的役割及び条例第11条に規定する表現の自由への留意を踏まえ、ヘイトスピーチ該当性の判断を行わない。

○案件番号「令元一職9」に係る各表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当し、残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件各表現活動は、いずれも条例第5条第1項各号に該当する。

- ・本件各表現活動のうち一部については、条例第2条第1項第1号ウに該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。

- ・残りについては、条例に規定する特定人等に関する表現活動には該当しない。

○案件番号「令元一職10」に係る表現活動について、次のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件表現活動は、条例第5条第1項第2号に該当する。

- ・本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

- ・ よって、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

以上